

済美高等学校いじめ防止等の基本的な方針

2017年10月31日

ここに定めるいじめ防止等の基本的な方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものであるが、平成29年3月14日の国の基本方針の改定、同8月22日の県の基本方針の改定を受け、平成29年10月31日に改定したものを新たな「済美高等学校 いじめ防止基本方針」として示す。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本的な理解

1) いじめの様態の理解

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられたり、私物を貸すよう迫られたりする。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨持ち物への落書きや手紙による誹謗中傷、など

2) いじめられている生徒の気持ちや行動の理解

- ①自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして) 更にいじめられるのではないかと不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ②屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ③「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ④病気、体調不良等を理由に学校を欠席する。
- ⑤自分に自信を失い、常に周りのことを過度に気にし、不安や恐れで落ち着かない様子を見せる。
- ⑥ストレスや欲求不満の解消をほかの生徒に向けることがある。
- ⑦心理テストやノート、持ち物にSOSのサインを出している、など

3) いじている生徒の気持ちや行動の理解

- ①過去にいじめられた体験や虐待経験を持っている。

- ②いじめの深刻さを認識しないで、からかいや悪戯等の遊び感覚でいじめを行う。
- ③いじめられている側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。
- ④自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある、など

4) いじめの背景・原因の理解

- ①いじめる生徒に不安や葛藤・劣等感・欲求不満などが潜んでいる。
 - ア) 心理的ストレス（いじめることでストレス解消）
 - イ) 異質な者への嫌悪感情（嫌悪感や排除意識）
 - ウ) ねたみや嫉妬感情
 - エ) 遊び感覚やふざけ意識
 - オ) いじめ被害者となることへの回避感情
- ②力の優位・劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという人間関係の歪み
- ③いじめをはやし立てたり面白がったりする、いじめに暗黙の了解を与えるなどの集団の雰囲気

2 いじめ問題に対する学校の基本的な姿勢

(1) 学校の基本的な姿勢

- ①「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる。また誰もが被害者にも加害者にもなり得る」という認識のもと、学校が危機意識を持って、組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努め、重大事態には速やかに対処する。
- ②いじめを人権問題（いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある）としてとらえ、学校教育全体を通して「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ③全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように指導する。

(2) いじめ防止のための具体的な取組

- ① 学校全体：学校教育目標の達成（目指す生徒像・目指す教師像）。具体的には、
 - 1、いじめに向かわない態度・能力の育成
 - 2、いじめが生まれる背景に留意し、注意深く指導する。（改定7）
- ② 宗教部：自己有用感や自己肯定感を育む(改定8)豊かな心の育成
- ③ 生徒指導部：凡事徹底による基本的な生活習慣の確立
- ④ 教務部：学力保証、思考力・判断力・表現力、課題解決能力の育成
- ⑤ 進路指導部：キャリア教育の充実を通して望ましい職業観、勤労観の育成
- ⑥ 特別活動部：HR活動、生徒会活動、部活動など集団活動を通しての人間形成
- ⑦ 保健厚生部：心身の健康
- ⑧ 渉外部：保護者との連携

保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。（改定11）

※学校が講ずべき基本的な施策

- ・未然防止対策 : 道徳教育（心の教育）等の充実（宗教部・生落指導部・LHR活動等）
- ・早期発見対策 : いじめの早期発見のための措置（学年会・生徒指導部・LHR活動等）
- ・発生時の初期対応

(3) 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 校内いじめ防止職員研修（職員会議） 教育相談（個人面談） シグマ検査	・「いじめ防止基本方針」を生徒・保護者・関係機関等に説明する(改定5)ことにより、学校の方針と具体的対応の確認 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・生徒の実態を把握
5	LHR活動 第1回いじめ防止委員会	・望ましい人間関係の構築について ・いじめ防止の年間の取組みについて検討
6	第1回いじめ実態調査（全校）	・いじめ調査（全校）
7	三者面談	・家庭生活の状況確認
8	教育相談（個人面談）	・夏休み中の生活状況の確認
9	第1回校内いじめ防止職員研修 第2回いじめ実態調査（全校）	・夏季休業明けの生徒情報交換会 ・いじめ調査（全校）
10	LHR活動	・人権の尊重について
11	第2回いじめ防止委員会	・いじめ防止の取組みの検証と課題
12	第3回いじめ実態調査（全校） 三者面談	・いじめ調査（全校） ・家庭生活の状況確認
1	第2回校内いじめ防止職員研修	・冬季休業明けの生徒情報交換会
2	LHR活動、第4回いじめ実態調査	・帰属意識を高める
3	校内いじめ防止職員研修	・今年度の反省と来年度に向けての方針

3 いじめの早期発見のために

(1) いじめの早期発見のための心得

- ① 生徒一人一人に自己存在感を持たせ、共感的な人間関係を構築する学級経営に努める。
- ② 教職員一人一人が危機意識を持ち、生徒の小さなSOSにも気づく感性を常に養う。
- ③ 生徒たちが相談し易い学級づくりに努める。
- ④ 情報を共有できる風通しの良い職場環境、教職員集団になるよう心掛ける。

(2) いじめの早期発見の手立て

- ① 教育相談体制の充実
- ② 教科担任会議等の定期的な生徒に関する会議での情報交換
- ③ 教育相談週間での情報収集
- ④ いじめ迷惑調査・保護者アンケートなどのアンケート調査の分析

- ⑤ 保健室・教育相談室の利用状況の把握
- ⑥ 休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による把握

4 いじめ防止等に関する措置を行う組織

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

上記の法第22条に基き、次のように本校のいじめ防止等の対策のための組織を置く。

1) 組織の名称

いじめ防止対策組織（いじめ防止委員会）

2) 構成員

委員長

校長

委員（学校関係者） 教頭、宗教主事、男女共学部主事、教務主任、生徒指導主事
教育相談係、特別活動係、各学年主任、養護教諭

（第 三 者） スクールカウンセラー、保護者代表

3) 運 営

- ① いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うことを協議するとともに、重大事態発生時の調査を実施する。そのための早期発見・事案対処のマニュアルは、下記の「5、いじめ問題発生時の対処」に定める。（改定3）
- ② 年2回（5月11月）委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について報告し、第三者から意見具申を得るとともに、見直しを図る（P D C Aサイクルの活用）。
- ③ 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。（改定4）

4) 組織の主な役割

- ① いじめ防止等の基本的な方針の策定や見直しを行う。
- ② いじめ防止に向けた年間計画の企画及び計画の進捗状況の検証を行う。
- ③ いじめ防止の学校及び各分掌の取組状況とその有効性の検証を行う。
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修の年間計画の企画を行う。

5 いじめ問題発生時に対する対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法：第23条対応）

1) 組織対応

- ① いじめ防止委員会を速やかに招集し対応を検討する。

2) 対応順序

- ① 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係性ことから個別に聞き取る）
- ② いじめとして対処すべき事案か否かを判断（人権侵害に当たるかどうか）
その際に、生徒・保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申し出があったときは、下記の「重大事態」が発生しているものとして報告・調査に当たる。（改定12）
- ③ 判断材料が不足しているときはさらに調査

- ④ 被害生徒及びその保護者への支援（必要に応じて専門家の協力を要請する）
- ⑤ 加害生徒への指導及びその保護者への助言（生育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ⑥ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ⑦ 理事長・理事会への連絡と経過説明（学校長が報告）
- ⑧ 経過の見守り（事後指導）
- ⑨ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

（2）「重大事態」と判断された時の対応（法：第28条対応）

1）対応順序

- ① 速やかに学校設置者に報告し、指示を仰ぐとともに、必要に応じて県の関係機関に報告する。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、支援を求める。

2）学校主体による調査組織の編成

- ① いじめ防止委員会に、さらに必要なその他の第三者を加えることができる。

3）学校主体調査における注意事項

- ① 学校設置者と連携を取り、指示を仰ぐ。
- ② 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に配慮するが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ③ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ④ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に対して真摯に取り組む。
- ⑤ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ⑥ 調査結果は理事長、理事会及び環境生活部私学振興・青少年課に報告する。
- ⑦ 調査結果から明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は理事長及び理事会に指導及び支援を受け、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を速やかに提供する。

（3）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心

身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(改定 10)

6 情報等の取り扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ事案の発生が疑われた際、教職員は「済美高等学校いじめ防止対策組織」(以下「いじめ防止委員会」という)にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。(改定 9)また、いじめ問題の未然防止や問題解決及び事後の指導のため、当該問題に関する個人調査データは、生徒の在籍期間内は必ず保管し、必要に応じて関係諸機関に提出する。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。